

# 那珂川町立馬頭小学校いじめ防止基本方針

## 【いじめ防止対策推進法】

(目的)

第一条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

地域・  
P T A  
との  
連携  
強化

【教育目標】 ふるさととつながり、未来に向けて粘り強く挑戦する子供の育成

○ 考える子 ○ 思いやりのある子 ○ 粘り強い子

関係  
の  
携  
化  
機  
と  
連  
強

## 【いじめ問題に関する基本理念】

いじめの未然防止・早期発見・早期解決に向けた取り組みを組織的・計画的に進め、いじめのない学校づくりを行う。

## 『いじめ防止等対策委員会』（随時開催）

(1) 委員

校長・教頭・児童指導・学年主任・特別支援コーディネーター・養護教諭・関連教諭・スクールカウンセラー・学校相談員、状況により、関係機関・スクールソーシャルワーカー・民生委員に加わってもらう。【関係機関】：警察(スクールサポーター)・子育て支援課・健康福祉課・学校医・教育委員会

(2) 実施する取組

ア 未然防止対策

- いじめの未然防止に向けての全体指導計画の立案 ○全体指導計画の進捗状況の把握と改善
- こころのアンケート ○集団を把握するための調査の実施と結果の分析・共有
- いじめ相談窓口の設置と教育相談体制の評価 ○校内研修会の企画・立案 ○配慮を要する児童への支援方針決定 等

イ 早期発見対策

- こころのアンケートの実施と結果の分析共有 ○情報交換による児童の状況の共有 等

ウ 事実関係の把握

- アンケート調査、児童生徒、保護者、地域からの情報及び教職員による発見等からいじめの可能性を広く把握し、共有する。
- 関係ある児童への事実関係の聴取や緊急アンケートの実施等により組織的調査を迅速に行う。

エ 指導方針の決定、指導体制の確立

- 学校、学年、学級への指導、支援 ○被害者、加害者等への指導、支援 ○観衆、傍観者等への指導、支援 ○保護者との連携
- 町教育委員会との連携 ○関係機関(警察)等との連携 ○地域（児童委員、民生委員等）との連携

(3) 取組の改善

学校基本方針を始めとしたいじめの問題への取組が計画的に進んでいるかどうかの評価等を行い、学校の取組が実効あるものとなるよう改善を図る。(PDCAサイクルの実行を図る)

## 【いじめの未然防止への取組】

1 学業指導の充実 ・「集団づくり」と「授業づくり」に努め、帰属意識、規範意識の高い学級づくりを行う。

2 道徳教育・体験学習等の充実

・関連題材の年間計画への位置付け（いじめはいけないこと、何がいじめなのか等についての指導をすべての学年において位置付け、必ず指導する。）☆児童がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合えるよう指導する。

・授業参観における公開授業 ・集団宿泊や異学年交流等の体験学習の導入（思いやりの心や規範意識の育成）

3 教師に求められること…校内研修の実践と充実を図る

・一人一人が授業場面で生かされる授業改善…教師同士の参観授業 ・人権感覚を磨く(教師の不適切な認識・言動によるいじめの助長)

4 効果的な啓発活動

・「いじめゼロ運動」の展開

【(いじめの禁止)第四条 児童等は、いじめを行ってはならない。】

実践事項 ・校長講話・生活目標の設定・授業での直接指導(道徳等) ・児童会での取り組み・教育相談の実施

・アンケート調査「自分を知り、伸ばすためのアンケート」・人権講話

保護者への啓発(保護者の責務を含めて) P T Aや地域関係団体との連携を図る ・学校だより ・学年だより ・ホームページ

#### 【いじめの早期発見への取組】

- 1 「こころのアンケート」 毎月の実施 → 教育相談
- 2 「自分を知り、伸ばすためのアンケート」 アンケートの実施 6月・11月
- 3 教育相談月間の実施 ・每学期実施 事前アンケートの実施
- 4 相談体制の整備 ・充実 ・教育相談月間以外にも、学級担任を中心として児童の教育相談を行う。  
・教育相談担当を窓口として、スクールカウンセラーや学校相談員との相談を児童、保護者が気軽に出来るようにする。
- 5 児童との関わりを深くし、信頼関係を築くとともに相談しやすい雰囲気をつくる。

#### 【インターネットによるいじめ(ネットいじめ)対策】

- 1 インターネット上にある SNS の掲示板、電子メール、その他の方法による誹謗中傷などのいじめに関する問題について、学校だよりや学年 PTA、PTA 研修会などを通じて保護者に啓発を行う。
- 2 学級活動等を利用して携帯電話や情報発信機器の利用の仕方、情報モラルについての指導をとおして、犯罪にもなり得ることを理解させるとともに、利用の抑制をはかる。

#### 【いじめ事案の措置】 ☆いじめ防止対策推進法の規定に則り、教職員でいじめの情報を学校内で情報共有を行う。

- いじめの相談を受けた教職員・保護者等は、学校へ通報する。
  - 通報を受けた学校は、いじめの有無の確認を行うための措置をとるとともに、その結果を設置者に報告する。
  - 事実関係を正確に把握し、指導の方向性や役割分担を全職員で共通理解する。
  - 指導に当たっては、被害児童を守り抜くとともに加害児童に対しては、教育的配慮のもと毅然とした態度で指導する。
  - 事実関係や学校の指導についての情報を明確に双方の保護者に伝え、被害・加害保護者の間で争いが生じないようにする。
  - 必要がある場合には、いじめを行った児童等を別室で指導するなど、被害者等が安心して教育を受けられるよう必要な措置をとる。
  - 生命、身体又は財産に大きな被害が生じる恐れがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。
  - 校長は、懲戒の適切な運用を行う。 ○学校がまたがるような事案の場合には、学校間でよく連携を取り合い対処する
- ☆被害者に対する心理的又は物理的影響を与える行為(インターネット含む)が止んでいる状態が少なくとも3ヶ月続いていることを、いじめに係る行為が止んでいることとする。その際、被害者本人及びその保護者に面談等により確認する。

#### 【重大事態への対処】 ☆「疑い」が生じた段階で、児童・保護者から重大事態に至ったとの申し立てがあった時点で、調査を開始する。

- 重大事態に対しては、教育委員会を通じて町長に報告するとともに、その事態に対処する。また、同種の事態の発生の防止のため、速やかに適切な方法で事実関係を明確にするための調査を行う。
- 調査を行った際には、調査に関わるいじめを受けた児童及び保護者に対し、必要な情報を提供する。

##### 【重大事態とは】

- (1) 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- (2) 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき

##### 【重大事態として扱われた事例とは】

- ・ 軽傷で済んだものの、自殺を企図した。
  - ・ カッターで刺されそうになったが、咄嗟にバックを盾にしたため刺されなかった。
  - ・ 嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。
  - ・ 複数の生徒から金銭を要求され、総額1万円を渡した。 など
- ※これらを下回る程度の被害であっても、総合的に判断し重大事態と捉える場合あることに留意する。

##### ☆調査を開始する前に、被害者・保護者に対して丁寧に説明を行う。

- 1 調査の目的・目標、2 調査主体(組織の構成、人選)、3 調査時期・期間(スケジュール、定期報告)、4 調査事項・調査対象
- 5 調査方法、6 調査結果の提供

※特に、6の調査結果の提供の方法については、個人情報については、個人情報保護条例等により、提供できない場合があることなど説明する。

##### ☆調査結果の報告

- ・ 教育委員会において議題として取り扱うことも検討する。
- ・ 被害児童・保護者は、調査結果に係る所見をまとめた文書を、地方公共団体の長に対する報告に添えることができる。
- ・ 調査結果を公表する場合、公表の仕方及び公表内容を被害児童・保護者と確認する。
- ・ 学校は、被害児童生徒・保護者に説明した方針に沿って、加害児童及びその保護者に対していじめの事実関係について説明を行う。

#### 【PDCA サイクルの実行】

いじめ基本方針が、学校の実情に即して機能しているかを、学校評価等で点検し、必要に応じて見直す、という PDCA サイクルを行う。

- 学校評価における留意事項を設ける。…学校におけるいじめ防止等のための取組状況(アンケート、個人面談、校内研修等の実施状況)を位置づける。

#### 【学校として特に配慮が必要な児童について】

発達障害を含む障害のある児童、海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童、性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童、東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童、その他、学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。